

教改推発第 42 号
令和7年（2025年度）9月9日

熊本市教育行政審議会長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路



熊本市のいじめ防止等対策について（諮問）

「熊本市いじめ防止等基本方針」の改定に向けて、貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問します。

諮問理由

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され12年が経過しました。その間、学校はいじめを積極的に認知し、児童生徒が安心して学ぶことができる環境の醸成に尽力すると同時に、発生したいじめ事案に対しては児童生徒に寄り添った対応に努めてきています。

しかしながら、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、家庭・地域・関係機関間の連携に加え、学校や教育委員会の組織体制、重大事態への対処等において課題が生じています。

また、単に暴力や悪口といった表面的な行為だけでなく、背景にある人間関係などが絡み合い、いじめが見えにくく、対処しにくくなっています。そのため、いじめ事案への対応に苦慮している学校が多く存在します。

そこで、本市児童生徒の最善の利益を守り、健やかな成長を支えるために、いじめ防止等対策の理念や実施体制を示している「熊本市いじめ防止等基本方針」の改定に向けて、貴審議会に意見を求めるものです。